

防災安全室からのお知らせ

平成26年消防出初め式を開催します!!

八百津町消防出初め式を、下記のとおり開催します。

○と き 平成26年1月5日(日) 午前9時から式典開始

○ところ ファミリーセンター大ホール、八百津小グラウンド、蘇水公園

実施に伴い、当日の午前7時にサイレンを吹鳴しますので、火災と間違われぬようお願いします。
式典終了後に、八百津小学校から蘇水公園まで市中行進を行い、蘇水公園にて一斉放水を行いますので、ぜひお越しください。(一斉放水は午前11時30分頃の予定です)

□お問い合わせ 役場2階 防災安全室 消防係 ☎43-2111 (内線2231・2232)



産業課からのお知らせ

農業者年金について

～あなたの農業経営と老後の生活をがっちりサポート!～

○農業者なら広く加入できます。

- ・60歳未満・国民年金第1号被保険者・年間60日以上農業に従事の3要件を満たす人は誰でも加入できます。
- また、農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

○少子高齢化時代に強い年金です。

- ・自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金に充てる仕組みです。
- ・加入者・受給者数に影響されない長期的に安定した制度です。

○保険料は経営状況や老後の生活設計に基づいて自由に設定できます。

- ・月額2万円を基本として、千円単位で6万7千円まで自由に選択でき、随時変更可能です。

○80歳までの保証付き終身年金です。

- ・年金は生涯受給できます。
- ・仮に加入者・受給者が80歳前に死亡した場合でも80歳受給相当額の農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支払われます。

○税制面でのメリットがあります。

- ・納めた保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15～30%)につながります。年金資産の運用益については非課税です。

○意欲ある農業の担い手には、国からの保険料助成が受けられます。

- ・一定の要件を満たす人には、政策支援として国庫から最大で50%の保険料助成が受けられます。ぜひお気軽にお問い合わせください。

□お問い合わせ 役場2階 産業課 農業委員会事務局 ☎43-2111 (内線2257)

